



# ストレスチェック制度・メンタルヘルス ご担当者が知っておくべきこと

改正労働安全衛生法により、昨年 12 月 1 日から従業員 50 人以上の事業場は年 1 回のストレスチェックが義務付けされました。

しかし、

- ・ストレスチェックについては実際のところよくわからない・・・？
- ・産業医に願うことになるが、当社の産業医にストレス評価や集団分析等出来るだろうか？
- ・産業医は内科に医師だけど、精神科の医師でなくて大丈夫なの？

といった疑問がありませんか？

そこでこの度、下記のとおりセミナーを開催することになりました。人事労務担当者や産業医の手を煩わせることなく、しかも、法令以上の内容をWEB上で実施できる画期的なシステムもご提案いたします。50 人未満の事業場様でも「安全配慮義務」の観点から、是非この機会にご参加下さい。

記

●日時 平成 28 年 **6月16日(木)**

午後 2 時～午後 3 時 30 分

●場所 タスパークホテル 会議室

●講師 ソーシャルアドバンス(株)山形支部長

社会保険労務士 中嶋 英統 氏

●会費 法人会会員 1 人 500 円 その他 1 人 1,000 円

●締切 平成 28 年 6 月 1 日

●主催 (公社)長井法人会 (TEL 88-3960)

●申込 下記に記入の上、当会までお申込み下さい。

## セミナー内容 (抜粋)

- ストレスチェック義務化
- ストレスチェック制度の基本的な考え方
- ストレスチェック制度の流れ・目的
- ストレスチェック制度にあたり  
整えておく社内の体制・労働者への周知
- 安全配慮義務とは？
- 裁判事例等

.....  
(公社)長井法人会 行き

**6/16 ストレスチェック制度メンタルヘルスセミナー 参加申込書**

◆事業所名 \_\_\_\_\_

◆参加者名 \_\_\_\_\_

◆TEL \_\_\_\_\_

◆FAX \_\_\_\_\_

(ご連絡戴いた個人情報は本事業にのみ使用させていただきます)

長井法人会のFAXは、**88-3823** です。